

キャンパス内の交通規制等について

新潟大学では、構内（五十嵐キャンパス）における教育・研究環境の維持や交通事故等の防止対策として、交通規制を行っています。

（１）自動車による通学

*原則としてみとめていません

*ただし、大学院生（養護教諭特別別科生、研究生、科目等履修生、特別聴講生を含む）については、以下の条件を満たす限りにおいて、申請に基づき「入構票」を交付し、入構を許可しています。

条 件：通学距離が5 km以上で、かつ、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に在住する者

*経済学部夜間主学生については、夜間通学の困難さから以下の条件によらず、申請に基づき「入構票」を交付し入構を許可しています。

*障がい、ケガ、病気等により自動車を利用しなければ通学が困難な場合は、学務部学生支援課に相談してください。

申込時期：年2回（4月、10月）掲示によりお知らせします
担当窓口：学務部学生支援課（総合教育研究棟A棟1階2番窓口）

（２）自動二輪車等による通学

*自動二輪車、原動機付自転車による通学を希望する者は、所定の手続きを行い、「入構票」の発行を受けてください。

*入構票の交付を受けた車両であっても、構内への乗り入れは、所定の「バイク置き場」までです。

申込時期：年2回（4月、10月）掲示によりお知らせします
担当窓口：学務部学生支援課（総合教育研究棟A棟1階2番窓口）

（３）違法駐車



大学周辺への違法駐車は、地域住民、店舗や通行の迷惑になるばかりでなく、緊急車輛等の交通妨害となります。

特に近隣店舗や貸駐車場等への迷惑駐車が頻発しており苦情が相次いでいます。

このような場合、「犯罪行為及びその他の違法行為」「本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為」として懲戒処分の対象となる場合がありますので、絶対にやめてください。

(4) 自転車による通学

自転車の運転等にもルールとマナーがあります。交通ルールを守り、安全に配慮したマナーを実践して、安全・快適に通学しましょう。

また、新潟県では、自転車保険の加入が義務付けられていますので、必ず加入するとともに、ヘルメットも着用しましょう。

自転車安全利用五則

- ・左側通行
- ・交差点での信号遵守及び一時停止と安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・ヘルメットを着用



こんな運転は危険！

- ・携帯電話を使用しながら
- ・イヤホンやヘッドホンを使用しながら
- ・二人乗り
- ・並進
- ・傘さし運転



<駐輪マナーを守りましょう>

- ・自転車は決められた場所（駐輪場）に置きましょう
- ・歩道上（特に点字ブロック上）や道路上への駐輪は、通行の妨げになるのでやめましょう
- ・盗難防止のため、防犯登録をして、駐輪時のカギは2重ロックがお勧め
- ・自転車を構内に放置するのは厳禁！

キャンパス内は全面禁煙です

喫煙は多くの病気の原因となるばかりでなく、受動喫煙により周囲の人への健康障害の原因にもなります。健康的な趣味、嗜好、運動等から癒しを見つけ有意義な学生生活を送りましょう。

喫煙習慣の本質はニコチン依存です。禁煙に失敗したことがある方も、それは意思の弱さによるものではなく依存症によるものです。専門的なサポートがあれば、禁煙することは可能です。保健管理センターでも禁煙サポートを行っておりますので、ぜひ相談してください。



詳しい情報はこちら



加熱式タバコも含まれます

学研災・学研賠等（がっけんさい・がっけんばい）について

（１）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

- ・大学の正課中
- ・学校行事中
- ・課外活動中（大学に届け出たものに限る）
- ・学校施設内での休憩中並びに通学中（大学施設間の移動中を含む）

に発生した不慮の事故により、学生本人が身体に傷害を被った場合を補償範囲とした学生のための全国的な制度です。

教育実習やインターンシップに参加する学生は、これら保険の加入が必須条件です

（２）学生教育研究賠償責任保険（学研賠）

- ・大学の正課中
- ・インターンシップ（大学が認めたものに限る）
- ・介護等体験活動（大学が認めたものに限る）
- ・教育実習
- ・保育実習
- ・ボランティア活動（大学が認めたものに限る）
- ・これら活動を行うための往復途中

で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償範囲とした学生のための全国的な制度です。



（３）学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

この保険は、学研災・学研賠では保証されない学内外におけるケガや病気、他人の財物損壊の賠償などを含めた保険制度です。

医学部・歯学部・保健学研究科・医歯学総合研究科の学生については、臨床実習、看護実習等医療関連実習中に置き氏子など予期せぬ事態への対応策として、全員が加入することになっています。医学部・歯学部・保健学研究科・医歯学総合研究科以外の学生は任意加入です。

（４）スポーツ安全保険



スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動を行う団体の構成員を被保険者とする保険があります。

この保険は任意加入ですが、大学の課外活動も対象となっていますので、課外活動を行う学生は加入するようにしましょう。

大学からの連絡事項

1日1回は必ず「掲示板」や「連絡通知」を確認する習慣をつけましょう。
皆さんにとって重要な連絡は次の方法で行います。

- ①各学部・研究科及び学務部の「掲示板」
- ②学務情報システムの「連絡通知」
- ③学務情報システムの「電子メール」



- * 学務情報システムの「連絡通知」や「電子メール」はスマートフォンからも確認できます。詳しくは「学務情報システム操作概要」等を参照してください。
- * 「連絡通知」「電子メール」には、学部等の掲示板に張り出されている掲示物すべてが掲載されているわけではありません。必ず、各学部等の掲示板も確認してください。
- * 各学部等の掲示板には、教務関係を始め、奨学金制度及び授業料免除制度に関する重要な情報が掲示されます。掲示情報を見落とす事がないよう十分に注意してください。

学割証



(1) 通学定期乗車券（通学証明書（JR）の交付）

所属する学部・研究科等の担当係に申請して通学照明用シールの交付を受けてください。

(2) 学生旅客運賃割引証（学割証）

JRを利用して片道100kmを超える区間を旅行する場合で、次の目的のものは学割証の使用が認められています。学割証を利用すると、普通旅客運賃が2割引きになります。

①学割証の利用目的

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習などの正課の教育活動
- ・ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

②学割証の無効

次の場合は、学割証は無効となりますから、取扱いに注意してください。

- ・ 記入事項を抹消したり、改変したとき
- ・ 有効期間（3か月）を経過したとき

③学割証の不正使用

学割証は、本人（記名人）以外には使用できません。不正に使用した場合は、新潟大学全体が発行停止の処分を受け、他の学生に迷惑をかけることとなりますので、十分注意してください。

④学割証の交付

所属する学部・研究科等の担当係又は学務部学生支援課・教務課、駅南キャンパスときめいとに設置してあるパソコン（証明書発行機）により各自で出力してください。